

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

業務の効果的・効率的な推進について

国民生活の安心・安全を確保することが重要視されている現下の社会情勢にあつて、労働基準行政の役割はますます高まっている。

労働基準行政の主要業務については、これまでも地方行政運営方針等に基づき業務計画を策定し、業務を遂行し、結果を踏まえ次年度の業務計画に反映するいわゆるPDCAサイクル(plan(計画)-do(実施)-check(点検)-act(処置) cycle)を念頭に、業務を推進してきたところであるが、平成20年度においては、特に下記第1に掲げる業務についてはPDCAサイクルを念頭に検証を行い、一層の効果的・効率的な業務の推進を図ることとする。

ついては、貴職におかれては下記第2により取り組まれない。

効果や効率の観点から改善を要する業務については、検証の一環として必要な見直しを行うこととしているので了知されたい。

なお、本通達は平成20年度における業務を対象としており、平成21年度以降の検証の対象業務をはじめとする在り方については改めて指示するものである。

記

第1 対象業務

次に掲げる業務について、その実施状況の把握等を行う。

- 1 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に係る指導の徹底
- 2 労使に対する長時間労働抑制のための要請
- 3 労働保険の未手続事業一掃対策
- 4 安全衛生委員会等の活性化、危険性又は有害性等の調査等の実施促進及び面接指導の確実な実施のための指導
- 5 労災認定事案に関する監督、安全衛生及び労災担当部署間の連携
- 6 労働時間等設定改善実施体制の整備に関する周知啓発の実施
- 7 労働時間設定改善コンサルタントの本来業務の実施
- 8 最低賃金の履行確保を主眼とする監督

第2 具体的な対応

1 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に係る指導の徹底

(1) 局署において行う事項

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号。以下「雇止めに関する基準」という。）に係る指導の徹底を図るとともに、その状況を把握するため、別途指示するところにより、労働基準監督署（以下「署」という。）における監督指導時にその適合に係る状況を確認し、事案に応じてリーフレットによる周知や必要な指導を行うこと。また、本年1月から6月まで及び7月から12月までのそれぞれの期間の指導事業場数及び指導状況等について、都道府県労働局（以下「局」という。）において取りまとめの上、本省労働基準局監督課に報告すること。

(2) 本省において行う事項

局からの報告により雇止めに関する基準の指導状況等を確認して、実施状況の取りまとめ結果を局に対して情報提供し、また、必要な措置を講ずるものとする。

2 労使に対する長時間労働抑制のための要請

(1) 局において行う事項

従来のキャンペーン月間においても使用者団体への要請等を実施してきたところであるが、平成20年度に実施する「労働時間適正化キャンペーン月間（仮称）」においては、長時間労働抑制のための労使当事者の自主的な取組を促すため、別途指示するところにより、各地域の労働組合及び使用者団体に対して、傘下の企業、労働組合への働きかけ等の積極的な取組方について文書要請することとする。

ア 目標設定、計画策定など

要請の対象、要請時期、要請方法等についての計画を策定すること。

イ 実績把握、分析

要請した労働組合及び使用者団体へのヒアリング等を実施し、自主的な取組状況についての把握・分析を行うこと。

ウ 本省報告

上記ア及びイについて報告を行うこと（報告頻度は1回を想定。）。

(2) 本省において行う事項

局からの報告により、文書要請の効果等を把握して、それに基づき平成21年度以降における実施事項について検討するなど、必要な措置を講ずることとする。

3 労働保険の未手続事業一掃対策

(1) 局において行う事項

ア 目標設定

局においては、平成20年度の労働保険の未手続事業一掃対策について、次の（ア）及び（イ）の事項に係る目標を含めた業務推進計画を策定し、年度末に当該業務推進計画の達成実績の評価、問題点の分析等を行い、平成21年度の業務改善に反映させること。

(ア) 労働保険の未手続事業一掃対策

- ① 把握した未手続事業数
- ② ①のうち成立手続指導事業数
- ③ ②のうち成立事業数

(イ) 貨物自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者（以下「運輸事業者」という。）に係る労働保険手続情報の活用

- ① 地方運輸機関からの通報件数
- ② ①のうち回報件数
- ③ 運輸事業者に係る上記（ア）の①から③までに掲げる事項の件数

イ 対策推進時の留意事項

未手続事業一掃対策を効果的に推進するためには、関係行政機関から通報された未手続事業情報を有効活用することが重要であることから、関係行政機関に対し未手続事業情報の積極的な提供を依頼するとともに、情報提供された未手続事業に対する適切な手続指導等に努めること。

また、地方運輸機関から情報提供された未手続事業については、その顛末を適切に回報すること。

その他、本対策のPDCAサイクル手法導入に係る詳細については別途指示する。

ウ 実績の把握及び分析

上記アにより設定した目標に係る係数を年度途中及び年度末に集計し、目標に対する進捗状況を評価すること。目標との乖離が大きい事項が見られる場合にあっては、その要因を分析する等により、年度途中で随時実施方法等を見直すとともに、集計結果を踏まえ、平成20年度末までに平成21年度における実施方針等の改善を行うこと。

エ 本省への報告

本省への報告の詳細については、別途指示する。

(2) 本省において行う事項

局に対して随時相談に応じ、好事例を提供する等により、本対策推進のための支援を行う等必要な措置を講ずることとする。

4 安全衛生委員会等の活性化、危険性又は有害性等の調査等の実施促進及び面接指導の確実な実施のための指導

(1) 局署において行う事項

安全衛生委員会等の活性化、危険性又は有害性等の調査等の実施促進及び面接指導の確実な実施のための指導については、計画的かつ効果的に行政手法を選択して対策を実施するとともに、

場合において、次に掲げる各事項について、

また、局単位において、管内の

(2) 本省において行う事項

本省においては、

実施状況等を分析把握し、局署に情報を提供するとともに、対策等の見直しを行う等必要な措置を講ずることとする。

5 労災認定事案に関する監督、安全衛生及び労災担当部署間の連携

(1) 局署において行う事項

ア 検証を行う業務

次に掲げる事項について検証を行うこと。

(ア) 労災認定における監督・安全衛生担当部署との連携状況

(イ) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(平成18年3月17日付け基発第0317008号)別紙1の5による過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

イ 実績の把握及び分析

上記アに掲げる事項について、本年4月から6月までの間における労災認定事案に関して、本年9月末時点の状況を把握すること。

(ア) 関係

① 休業補償給付(新規)及び葬祭料に係る支給決定件数

② 上記①のうち支給決定に当たり、監督・安全衛生担当部署から提供を受けた情報(災害調査復命書、死傷病報告等)を活用した件数

(イ) 関係

① 脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)に係る労災認定件数

② 上記①のうち監督・安全衛生担当部署それぞれが、労災担当部署から情報提供を受けた件数

③ 上記②のうち当該情報を基に実施した事業場に対する指導等の実施件数

ウ 本省への報告

上記イにより把握した実績については、別紙3の様式により、本年10月末までに局労災補償課から本省労災補償部労災管理課に報告すること。

なお、上記イの(イ)②及び③については署の監督、安全衛生担当部署において、それぞれ件数を取りまとめて労災担当部署に報告し、労災担当部署が(ア)①、及び②並びに(イ)①と合せて局労災補償課に報告をすること。

(2) 本省において行う事項

上記の報告により、連携状況を確認し、必要な措置を講ずることとする。
なお、実施状況の取りまとめ結果を局に対して情報提供することとする。

6 労働時間等設定改善実施体制の整備に関する周知啓発の実施

(1) 局署において行う事項

企業において労働時間等をめぐる様々な問題について労使が日常的に話し合うとともに、話し合いの成果を適切に実施するための体制を整備することが必要であるとの制度の趣旨にかんがみ、労働時間等設定改善委員会の設置等による労働時間等設定改善実施体制の整備が図られるよう、集団指導や説明会等の機会を通じて周知を図ること。

(2) 本省において行う事項

平成20年度も意識調査を本省勤労者生活部において実施する予定であり、結果を取りまとめ、課題等を整理の上、局へ情報提供を行うこととする。

7 労働時間設定改善コンサルタントの本来業務の実施

(1) 局において行う事項

労働時間設定改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）について、中小企業等における労働時間等の設定の改善等の推進に資するため、改めて本来の職務に専念させるよう留意願いたい。

その際、平成20年度においては、

ア コンサルタントが行う1か月当たりの庁外活動の件数を、事業場への個別訪問のほか、事業主団体等も含めて3件以上とすること

イ 来客対応及び電話対応における「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」（平成4年法律第90号）、「労働時間等設定改善指針」（平成18年厚生労働省告示第197号）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の労働時間に関する規定に係る相談・指導並びに労働局が行う労働時間等設定改善事業に係る情報提供・相談の割合を8割以上とすること

を目安とすること。

なお、コンサルタントの活動状況に係る報告については、「労働時間等の設定の改善に関する相談等の件数調べについて」（平成18年6月7日付け基勤企発第0607001号）により指示しているところであるが、今年度において報告様式の改定を含め同通達を改正することとしているので、今後の報告に当たっては、改正後の通達に基づき行うこと。

また、同報告については今後年2回とし、本年1月から6月までの結果を7月末日までに、本年7月から12月までの結果を平成21年1月末日までに別途指示するところによりそれぞれ報告すること。

(2) 本省において行う事項

本省においては、局から報告される活動状況を取りまとめた後、活動実績を局に対し情報提供を行うこととする。

8 最低賃金の履行確保を主眼とする監督

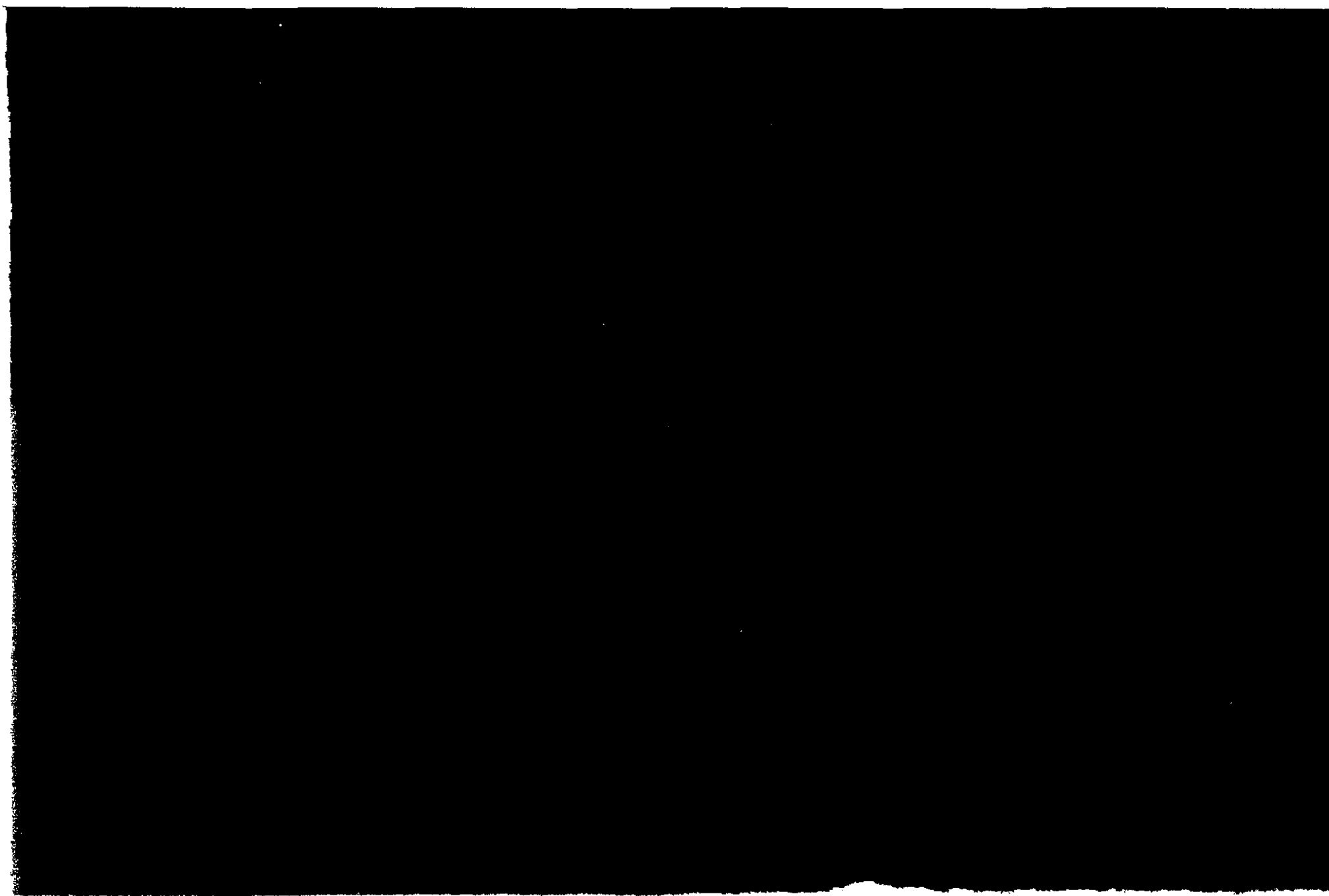
(1) 局署において行う事項

最低賃金の履行確保を主眼とする監督（以下「最賃主眼監督」という。）については、過去の監督指導結果及び最低賃金に関する基礎調査結果等を参考とし、法違反のおそれがあると考えられるものを的確にとらえる等適切な監督指導対象の選定を図ること。

(2) 本省において行う事項

最賃主眼監督の結果については、本省において取りまとめ、本省から局に対し局ごとの結果を情報提供することとする。





(局)

(別紙3)
(件)

No.	監督署名	(ア)① 休業補償給付（新規）及び葬祭料に係る支給決定件数	(ア)② (ア)①のうち支給決定に当たり、監督・安全衛生担当部署から提供を受けた情報（災害調査復命書、死傷病報告等）を活用した件数	(イ)① 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）に係る労災認定件数	(イ)② (イ)①のうち監督・安全衛生担当部署それぞれが、労災担当部署から情報提供を受けた件数	(イ)③ (イ)②のうち当該情報を基に実施した事業場に対する指導等の実施件数		
			指導件数		監督件数	送検件数		
01								
02								
03								
04								
05								
06								
07								
08								
09								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								